

いの町国土強靱化地域計画

令和5年5月



目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 国及び高知県での取り組み	2
3. いの町での取り組み	3
1-2 計画の概要.....	3
1. 強靱化の計画の特徴	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画期間	5
4. 計画の構成.....	5
第2章 本町の地域特性	6
2-1 本町の概況.....	7
1. 自然的条件.....	7
2. 社会的条件.....	9
2-2 予想される災害等.....	13
1. 本町の災害履歴.....	13
2. 今後発生が予想される災害	14
第3章 強靱化に関する基本的な考え方	16
3-1 想定する災害	17
3-2 基本目標	17
第4章 想定されるリスクに対する脆弱性の評価	18
4-1 脆弱性の評価手順	19
1. 想定するリスク.....	19
2. 施策分野	20
3. 目標と起きてはならない最悪の事態.....	20
4. 評価の実施手順.....	22
4-2 評価結果.....	23
第5章 強靱化の推進方針	25
5-1 強靱化の推進方針の考え方	26
5-2 強靱化の推進方針	26
第6章 重点化すべきプログラム	45
6-1 重点化すべきプログラムの考え方	46
6-2 重点化すべきプログラム	47
第7章 計画の着実な推進に向けて	53
7-1 計画の推進について	54
7-2 町の他計画等の整合	54
7-3 重要業績指標（KPI）	54

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

我が国では、これまで地理的及び自然的な特徴ゆえに、多くの自然災害を受け、多くの尊い命や財産が犠牲となったほか、さらに経済的、社会的、文化的な損失・被害を被ってきました。

自然災害と一言で表しても、「地震災害」「風水害」「土砂災害」など規模も含め様々です。

近年の地震災害では2011年に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、地震の強さはさることながら、東北地方から関東地方に至る非常に広域な地域に被害が及んだことや、複合災害として津波による甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。

風水害では2018年7月発生 of 台風7号と梅雨前線などの影響で発生した集中豪雨である「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」では、西日本を中心に、北海道までをも含む広域な範囲で甚大な被害をもたらしました。

今後も我が国では、「南海トラフ地震」の発生の可能性や、気候変動による台風や集中豪雨の発生といった、未曾有の大規模災害の発生が懸念されており、それらの大規模災害に対し迅速に対応し、発災後の速やかな復旧・復興が求められています。

2. 国及び高知県での取り組み

(1) 国での取り組み

国では、災害リスクの低減に資する防災・減災、発災後の速やかな復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施するために、2013年（平成25年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。この上で、2018年（平成30年）12月に「国土強靱化基本計画」の見直しを実施しています。この「国土強靱化基本計画」に基づき、毎年度施策・事業の進捗状況、災害傾向や社会情勢など様々な観点から見直しを行い、年次計画（アクションプラン）を定め取り組み実施しています。

(2) 高知県での取り組み

県では、南海トラフ地震の発生可能性が高く、それにより多くの人命、財産が奪われ、莫大な経済的・社会的損失を被り、生活を立ち上げられない事態を回避すべく、近年発生した地震災害である東北地方太平洋沖地震や熊本地震を教訓として様々な対策を講じてきました。それらこれまでの取り組みを踏まえ、「命を守る」対策のさらなる徹底、「命をつなぐ」対策の幅広い展開、「生活を立ち上げる」対策の推進に取り組むべく、2015年（平成27年）8月に「高知県強靱化計画」を定め、2020年（令和2年）にその計画を見直しが行われました。

3. いの町での取り組み

本町では、これまで災害分野においては「いの町地域防災計画」を定め随時見直しを行い、風水害対策と地震対策について、予防と発災後に必要となる事務または業務など、災害に備える上で必要となる諸対策を網羅的に整理しています。これに加え、国の「国土強靱化基本計画」及び県の「高知県強靱化計画」との調和を図りながら、あらゆる災害リスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、町民の命を守ることはもとより、本町の行政機能や社会機能などあらゆる機能を維持するために、本町のあらゆる施策・事業を強靱化の観点から見直し、本町の強靱化に関する指針として、「いの町国土強靱化地域計画（以下、本計画）」を定めるものです。

1-2 計画の概要

1. 強靱化の計画の特徴

(1) 検討の着眼点

地域防災計画とは異なり、国土利用や社会・経済システムに着目し、地域でいかなる災害が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点から検討します。

(2) 対象とする災害の段階

発災前における（即ち、平時の）政策・事業を対象とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としません（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための“事前の”備えとなる施策・事業は対象とします）。

(3) 脆弱性の評価と強靱化の推進方針

まずは、あらゆるリスクを想定しながら「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。その上で、目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価を行った上で、これに基づき検討します。その対策は、防災・減災施策を中心に、まちづくり施策・事業、産業政策・事業、福祉政策・事業などを様々な分野を含めた内容とするものです。

(4) 重点プログラムの検討

想定するリスクに応じた対応施策から重点化すべき施策を抽出し、進行管理を適切に実施できるよう重点プログラムとして整理します。

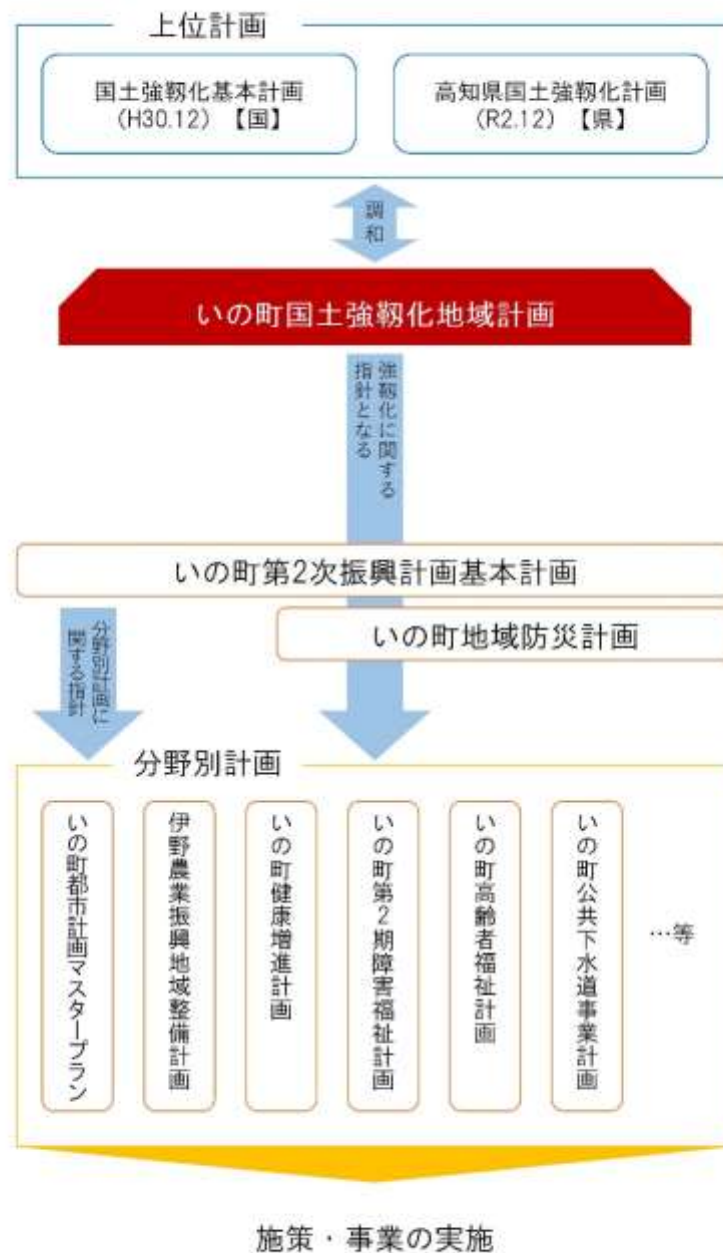
なお、個別の施策・事業を本計画に記載した場合についても同様に進行管理を適切に実施できるようにし、次期本計画の見直しの際に反映できるよう留意します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、本町の各種計画における国土強靱化に関連する事項の指針となるものです。

本計画の策定にあたっては、国及び県の強靱化計画との調和、いの町第2次振興計画基本計画と整合を図るものとします。

【本計画の位置づけ】



3. 計画期間

令和3年度～令和6年度

強靱化に関わる計画については、国や県では、これまで概ね5年毎に見直しを行っています。「高知県強靱化計画」は、2020年（令和2年）に見直しが行われました。「高知県強靱化計画」との整合性を保ち、県計画の見直し結果を反映できるよう計画期間を定めます。なお、国の「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化年次計画」の動向、社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを検討するものとしてします。

4. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりとします。

【本計画の構成】

第1章 計画の基本的事項



第2章 本町の地域特性



第3章 強靱化に関する基本的な考え方



第4章 想定されるリスクに対する脆弱性の評価



第5章 強靱化の推進方針



第6章 重点化すべきプログラム



第7章 計画の着実な推進に向けて

第2章 本町の地域特性

2-1 本町の概況

1. 自然的条件

(1) 位置及び境域

本町は、高知県の中央部に位置しており、平成16年10月に旧吾川郡伊野町、旧吾川郡吾北村、旧土佐郡本川村の3町村が合併して誕生した。周辺には「高知市」「土佐市」「土佐町」「大川村」「越知町」「日高村」「仁淀川町」に隣接しています。

本庁舎は東経133度25分49秒、北緯33度32分43秒、吾北総合支所は東経133度20分34秒、北緯33度38分34秒、本川総合支所は東経133度18分37秒、北緯33度43分20秒に存し、本町の面積は約470.97km²です。

本町南部は米作・果樹栽培・ショウガ栽培が盛んな農業に富んだ町であり、また、高知市に隣接していることから、町南部の都市計画区域はベッドタウンの要素を持ち合わせています。

(2) 地勢

1) 山地

本町は南北に長く、いの町東南部に広がる平地と丘陵地を除くと、ほぼ全域が山地であり、県境に当たる北部の標高は1,900m近くに達します。

【主な山岳】

名称	標高(m)	山系	位置
瓶ヶ森	1,880 (等)	石鎚山	いの町北西部、愛媛県
西黒森	1,861 (標)	石鎚山	いの町北西部、愛媛県
笹ヶ峰	1,859.6	石鎚山	いの町北部、愛媛県
筒上山	1,859.6	石鎚山	いの町北西部、仁淀川町北部、愛媛県
ちち山	1,855 (標)	石鎚山	いの町北部、愛媛県
手箱山	1,806.4	石鎚山	いの町北西部
寒風山	1,763 (標)	石鎚山	いの町北部、愛媛県
伊予富士	1,756.2	石鎚山	いの町北部、愛媛県
岩黒山	1,710.0	石鎚山	いの町北西部
東黒森	1,735 (標)	石鎚山	いの町北部、愛媛県
冠山	1,732 (標)	石鎚山	いの町北部、愛媛県
自念子ノ頭	1,701.8	石鎚山	いの町北部、愛媛県
平家平	1,692.7	石鎚山	いの町北部、土佐郡大川村北西部
子持権現山	1,677 (標)	石鎚山	いの町北西部、愛媛県
稲叢山	1,506.3	石鎚山	いの町北東部、土佐郡土佐町北西部
伊吹山	1,503.1	石鎚山	いの町西部、愛媛県
大森山	1,141.3	石鎚山	いの町中部
陣ヶ森	1,013.4	石鎚山	いの町北東部、土佐郡土佐町西部
葛原山	1,012.9	石鎚山	いの町西部

(注) 1,000m以上の山を採用した。

(資料：高知県統計書)

標高の「(標)」は標高点、「(等)」は山頂直下の等高線、無印は三角点の高さである。

2) 河川

伊野地区中心部を流れる一級河川仁淀川は、吉野川・四万十川と並び四国三大河川の一つに数えられる河川で、四国の霊峰石鎚山にその源を発し、全長 124 km、流域面積 1,560 km²を有しています。また、その支流である宇治川は、流域面積 14.2km²、流路延長 7.5km で、仁淀川の河口から 9.8km 音竹付近で本流仁淀川と合流しています。宇治川流域は、地盤が低く軟弱で上流に行くほど低くなる典型的な“低奥型地形”の内水河川で、毎年のように水害を受けてきました。また、本川地区を流れる一級河川吉野川は瓶ヶ森より湧き出で、白猪谷を最源流とし、四国山地を横断する形で流下しており、幹川流路延長 194 km、流域面積 3,750 km²の河川です。

3) 低地

伊野低地は、仁淀川下流の両岸に位置し、ほぼ東西方向に延びた低地です。これらは東西方向の地層の弱体部が浸食され谷幅を広げた走向谷が、その後の沖積作用により泥質物や砂礫等で埋められて形成されたものです。

日高低地、伊野低地には、それぞれ日下川、宇治川が流れています。これらの河川の集水域は、仁淀川に比べ非常に小さいうえに河床勾配が緩く、河道もせまいため、流下疎通能力が小さい河川となっています。洪水時にはこれら支流側に仁淀川本流からの水が逆流し、これが繰り返される事によって支流出口付近が本流の堆積物で閉塞されて、出口付近よりも谷奥部の標高の方が低い盆地状を成す地形が形成されました。このことは等地盤高線からも明らかに読み取れ、これら 2つの低地以外でも、仁淀川へそそぐ微小な谷では同様の地形がみられ、谷口部には自然堤防、谷奥部には軟弱な粘性土や腐植土で構成された後背低地が分布しているところが多くなっています。

(3) 気候

本町の気温に関して、伊野地区（高知地方気象台高知観測所）では、温暖多雨で四季の調和がよく保たれており、過去 20 年間（平成 15 年～令和 4 年）の年間平均気温は 17.5° C となっています。

また、本川地区（高知地方気象台本川観測所）では、過去 20 年間の平均気温が 12.2° C と平野部と比較して気温が 5 度ほど低く、夏季は冷涼で比較的過ごしやすいものの、冬季は高知県内でも有数の寒冷な地域となっています。

本町の降水量に関して、高知地方気象台高知観測所での過去 20 年（平成 15 年～令和 4 年）の年間平均降水量は 2,699.4mm で、本川観測所の過去 20 年の年間平均降水量は 3,155mm となっています。

2. 社会的条件

(1) 人口・世帯の構成

1 人口・世帯数の構成

《人》

調査年	世帯数	総数	男性	女性
昭和30年	7,909	36,197	17,695	18,502
昭和35年	7,860	33,330	16,108	17,222
昭和40年	7,806	29,803	14,323	15,480
昭和45年	7,800	27,593	13,260	14,333
昭和50年	8,446	28,196	13,675	14,521
昭和55年	9,437	29,036	14,403	14,633
昭和60年	9,044	28,423	13,819	14,604
平成2年	9,276	28,293	13,724	14,569
平成7年	10,118	30,079	14,445	15,634
平成12年	10,285	28,729	13,733	14,996
平成17年	10,005	27,068	12,879	14,189
平成22年	9,772	25,062	11,915	13,147
平成27年	9,198	22,767	10,797	11,970
令和2年	9,111	21,374	10,179	11,195

(資料：国勢調査)

2 地区別人口及び世帯数の推移

《人》

		世帯数				人口			
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
旧伊野町	伊野	2,615	2,487	2,293	2,293	6,821	6,287	5,754	5,532
	八田	283	274	255	243	780	731	639	580
	枝川	2,420	2,438	2,350	2,406	6,551	6,234	5,820	5,640
	池ノ内	157	152	142	142	471	429	406	361
	川内	755	750	739	743	2,175	2,091	1,951	1,846
	神谷	518	510	469	459	1,420	1,316	1,158	1,069
	中追	55	52	43	32	123	94	85	62
	三瀬	241	231	196	185	564	519	426	363
	天王	1,372	1,403	1,400	1,431	4,472	4,158	3,853	3,650
	小計	8,416	8,297	7,887	7,934	23,377	21,859	20,092	19,103
旧吾北村	清水	231	210	188	170	531	460	372	326
	上八川	358	334	298	282	883	749	617	528
	小川	437	414	361	325	1,003	888	741	625
	下八川	219	216	196	172	585	543	479	397
	小計	1,245	1,174	1,043	949	3,002	2,640	2,209	1,876
旧本川村	中本川	146	124	109	104	322	262	205	197
	下本川	136	126	123	93	254	207	192	141
	上本川	62	51	36	31	113	94	69	57
	小計	344	301	268	228	689	563	466	395
合計	10,005	9,772	9,198	9,111	27,068	25,062	22,767	21,374	

		男性				女性			
		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
旧伊野町	伊野	3,184	2,942	2,691	2,618	3,637	3,345	3,063	2,914
	八田	357	339	287	264	423	392	352	316
	枝川	3,084	2,929	2,724	2,669	3,467	3,305	3,096	2,971
	池ノ内	231	202	201	177	240	227	205	184
	川内	1,052	1,054	958	906	1,123	1,037	993	940
	神谷	658	609	533	481	762	707	625	588
	中追	61	45	37	26	62	49	48	36
	三瀬	272	249	190	168	292	270	236	195
	天王	2,171	1,966	1,838	1,734	2,301	2,192	2,015	1,916
	小計	11,070	10,335	9,459	9,043	12,307	11,524	10,633	10,060
旧吾北村	清水	254	229	189	162	277	231	183	164
	上八川	449	378	313	269	434	371	304	259
	小川	475	424	358	306	528	464	383	319
	下八川	268	242	215	181	317	301	264	216
	小計	1,446	1,273	1,075	918	1,556	1,367	1,134	958
旧本川村	中本川	166	138	117	106	156	124	88	91
	下本川	139	122	108	79	115	85	84	62
	上本川	58	47	38	33	55	47	31	24
	小計	363	307	263	218	326	256	203	177
合計		12,879	11,915	10,797	10,179	14,189	13,147	11,970	11,195

(資料：国勢調査)

(3) 産業

1 産業別就業人口

《人》

産業別	種 別	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第一次産業	農 業	1,100	1,030	840	687	655
	林 業	149	107	121	119	89
	漁 業	11	8	5	6	5
第二次産業	鉱 業	19	18	7	6	7
	建設業	1,897	1,526	1,122	1,023	1,025
	製造業	1,809	1,351	1,229	1,142	1,023
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	131	79	79	84	62
	運輸・通信業	692	641	560	436	456
	卸売業・小売業・飲食店	2,894	2,845	2,476	2,168	1,887
	金融・保険業	351	295	257	253	203
	不動産業	54	55	107	106	111
	サービス業	4,115	4,064	3,059	3,705	3,529
	公 務	769	728	614	568	529

(資料：国勢調査)

2 産業別事業所・従業員数

		農 林 漁 業	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 水道業	運輸 通信業	卸売・ 小売 業、 飲食店	金融・ 保険業	不 動 産 業	サ-ビ-ス 業	公務	総数
平成 24 年	事業所数	10	1	112	90	2	31	424	15	18	254	-	957
	従業員数	140	5	891	1,343	34	347	2,128	160	70	1,696	-	6,814
平成 26 年	事業所数	10	1	104	94	4	19	422	16	19	304	25	1,018
	従業員数	127	2	810	1,354	46	210	2,192	152	85	2,894	465	8,337
平成 28 年	事業所数	9	1	99	86	2	17	392	14	19	248	-	887
	従業員数	125	2	790	1,258	30	245	2,060	129	93	1,839	-	6,571

(資料：高知県統計書)

2-2 予想される災害等

1. 本町の災害履歴

(1) 風水害

仁淀川の堆積作用でできた伊野低地部は、宇治川や奥田川に代表されるように、低奥型地形のため、河川流下能力が低く、仁淀川本流の増水により、過去何度も内水害に悩まされてきました。特に、枝川地区を流れる宇治川では、河道改修、排水ポンプ増設等の水防対策を行いましたが、抜本的な被害軽減にはつながらず、平成 18 年度に新宇治川放水路が整備されてからは、劇的に住家浸水被害は減少し、整備後の枝川地区での浸水被害は、平成 22 年 10 月の大雨による床上床下各 1 戸のみとなっていました。

しかし、平成 26 年 8 月の台風 12 号では、伊野雨水観測所で 48 時間雨量 751mm を記録し、枝川地区を中心に伊野低地部で床上浸水 152 戸、床下浸水 143 戸（内宇治川流域では床上浸水 142 戸、床下浸水 114 戸）の浸水被害が発生し、1 週間後の台風 11 号では床上浸水 18 戸、床下浸水 38 戸（宇治川流域では床上浸水 9 戸、床下浸水 29 戸）の浸水被害となりました。

また、平成 28 年 5 月（令和 2 年 3 月一部見直し）には、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が、仁淀川最大規模降雨による洪水浸水想定区域（想定浸水深と浸水継続時間）、家屋倒壊等氾濫想定区域を指定・公表しており、最大規模想定では、浸水深が町役場周辺で 5 m 超、枝川地区では 7 m 超となっています。

山間部では大雨時、各所でがけ崩れなど土砂災害による道路通行止め等の被害が毎年発生しています。

出典：「いの町地域防災計画 一般対策編」（R2.5）

(2) 地震災害

地震災害については、南海トラフを震源とする地震被害が最もいの町へ甚大な被害を与えることが想定されており、市街地では、最大震度 7 の揺れが 3 分程度続き、揺れによる家屋倒壊、人的被害が想定されています。

また、住宅密集地では、同時多発的に火災が各所で発生する事が予測されており、山間部では、急傾斜地でのがけ崩れによる住家被害はもちろんのこと、道路・橋脚等も損壊し、孤立する集落発生も想定されています。

津波災害については、国・県の想定では、堤防を越流して人家に流れ込む被害は現在想定されていません。

出典：「いの町地域防災計画 一般対策編」（R2.5）

2. 今後発生が予想される災害

本町において予想される災害等の主な概要を以下に整理します。

【予想される災害等】

対象とする災害(リスク)	主な概要
地震	本町では、甚大な被害をもたらす規模の巨大地震である「南海トラフ地震」の発生が懸念されています。発生確率は非常に高く、その規模から人命や財産、社会・経済システムの機能不全に関するリスクは甚大です。国及び高知県でもその対策に尽力しているところであり、本町においても同様に最大限備えをしておくことが重要です。
風水害	本町には仁淀川が流れており、本川及びその支流では豪雨時に河川氾濫が発生しており、近年の異常気象を鑑みると、今後これまで経験したことのない集中豪雨や台風の発生は考慮すべきであり、発生した場合は、これまで以上の洪水被害を受けるリスクがあります。そのため、治水対策等を継続した取り組みに加え、住民の避難などソフト面の防災・減災対策が必要です。
土石流・地すべり・がけ崩れ	本町には土砂災害を警戒する区域が多数存在するため、町地域防災計画に基づき災害情報の伝達や早期避難の体制整備を強化することが重要です。また、急傾斜地付近に立地する人家も多く、降雨時、地震時には崩壊による人的、物的被害が予想されるため治山対策が必要です。
火災	密集した市街地では気候条件によっては大規模な市街地火災につながる恐れがあります。また、本町の主要産業である製紙業の工場では火災が発生した場合、その製造品種から大規模工場火災となり、隣接する住宅地への延焼や飛び火による市街地火災となる恐れがあるため、住宅の耐火性能の向上や、製紙工場の火災対策などが必要です。
複合災害	1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが重要です。本町の場合、南海トラフ地震などの大規模地震の発生に伴い、土砂災害が発生し孤立集落が発生することや、地震火災の発生などを考慮した対策が必要です。

【本町の主な危険区域や土砂災害警戒区域位置図】



第3章 強靱化に関する基本的な考え方

3-1 想定する災害

本計画で対象とする災害は、高知県強靱化計画との調和の観点と、本町に甚大な被害をもたらすことが想定される観点から「南海トラフ地震」とします。ただし、発災時に豪雨等が伴う可能性や複合災害の可能性もあるため、風水害等についても想定するものとします。

3-2 基本目標

本計画の策定にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める目標と調和を図りつつ、本町の属する高知県の強靱化計画との調和についても十分に考慮した上で、持続的な都市の発展と、いかなる災害に対して強さしなやかさを兼ね備えた都市の実現が求められています。

本計画では、国や国と同様の目標として、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

を達成すること目指し、いかなる災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進することとします。

第4章 想定されるリスクに対する脆弱性の評価

4-1 脆弱性の評価手順

強靱化を図るため、まず想定されている施策に対し、どのような弱み（脆弱性）があるのかを評価します。

1. 想定するリスク

本計画では、「南海トラフ地震」を町民生活及び町の経済活動に大きな影響を及ぼす主なリスクとして設定しています。

本町は、南海トラフ巨大地震によって、2,450 棟の建物被害（建物総数の 15.2%）、160 人の死者数（総人口の 0.6%）、1,440 人の負傷者数（総人口の 5.3%）の被害が想定されています。特に、揺れによる建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されていることから、その対策が求められています。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となっています。

【全壊棟数・焼失棟数】 (単位：棟)

被災ケース	建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	地震火災	合計
L 1	16,097	40	240	10	50	350
陸側		40	1,900	50	110	2,100

【人的被害 死者数】 (単位：人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
陸側		130	*	10	*	*	140

【人的被害 負傷者数】 (単位：人)

被災ケース	人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
陸側		1,100	70	10	*	*	1,100

【避難者(ケース⑩、冬18時)】 (単位：人)

	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者
陸側	4,200	2,500	1,700	6,300	3,100	3,100	7,400	2,200	5,100

*：若干数 ※四捨五入の関係で合計があわない場合がある

参考：【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について（平成 25 年 5 月）

2. 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化計画に関する施策の分野ごとに行ものとする（国土強靱化計画基本法第17条第4項）とされています。

本計画では、国土強靱化基本計画及び高知県強靱化計画を参考に、個別施策分野は「行政機能」「インフラ・住環境」「保健医療・福祉」「産業・エネルギー」「情報通信」の5分野とします。横断的分野は「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」の3分野とします。

【施策分野と主な取り組み】

施策分野		分野ごとの主な取り組み
個別施策分野	行政機能	・行政機能の維持に係る取り組み
	インフラ・住環境	・インフラの機能維持に係る取り組み ・住環境の安全や機能維持に係る取り組み
	保健医療・福祉	・医療施設、福祉施設の安全や機能維持に係る取り組み ・災害時の医療、保健衛生活動に係る取り組み
	産業・エネルギー	・事業所の安全対策に係る取り組み ・エネルギーの確保に係る取り組み
	情報通信	・情報通信の機能維持に係る取り組み
横断的分野	リスクコミュニケーション	・市民との防災意識の共有に係る取り組み
	人材育成	・自助・共助・公助による災害時の対応に係る人材を育成する取り組み
	官民連携	・民間事業者や地域の専門家スキル、民間技術等の活用に係る取り組み

3. 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで（国土強靱化計画基本法第17条第3項）とされています。

本計画では、国土強靱化基本計画及び高知県強靱化計画を参考に、起きてはならない最悪の事態は、「事前に備えるべき目標（8目標）」を設定したうえで、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（25事態）」を次頁のとおり設定します。

【起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
I. 人命の保護が最大限図られること	①直接死を最大限防ぐ	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	
		1-2	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態	
		1-3	暴風雨等に伴う多数の死傷者が発生する事態	
	②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態	
		2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態	
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態	
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態	
	II. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	③必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態
		④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態
	III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	⑤経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	紙・パルプ製品工場の工場火災発生する事態
5-2			食料等の安定供給が停滞する事態	
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-1	電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態	
		6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態	
IV. 迅速な復旧復興	⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
		6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	
	⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震火災による市街地の延焼が拡大する事態	
		7-2	ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	
		7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃	
	⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態	
8-3		文化財等が損失する事態		
8-4		生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態		

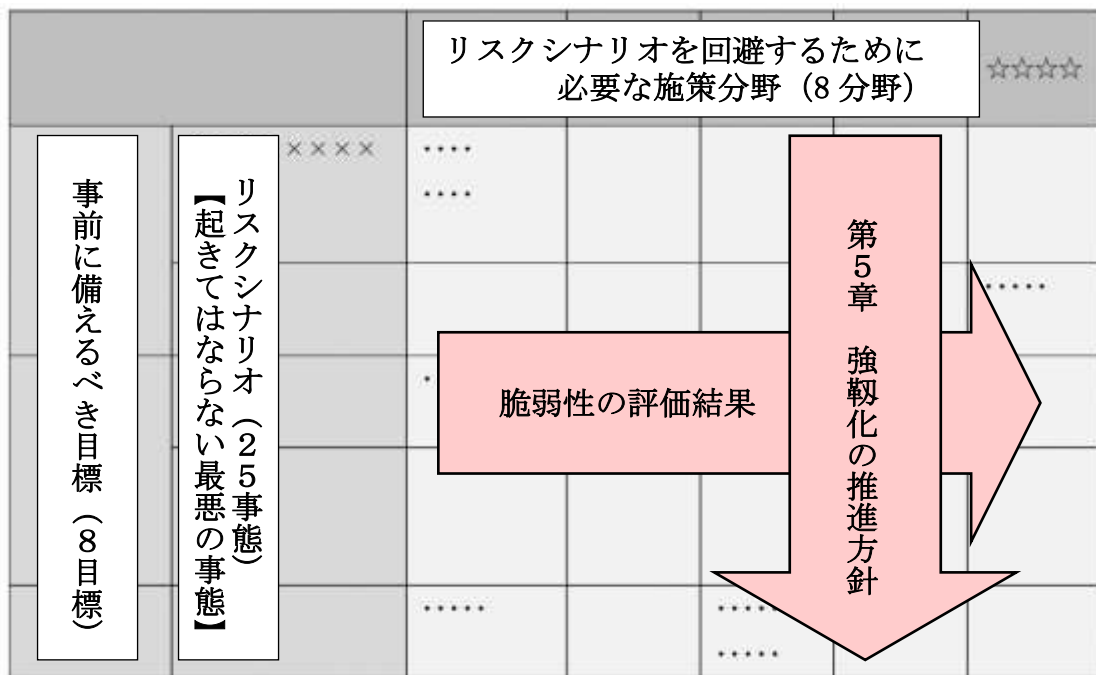
4. 評価の実施手順

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、必要な施策の効率的かつ効果的な実施につながることから、国土強靱化を進めるうえで必要不可欠なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においては、この規定に基づき実施された脆弱性の評価結果を踏まえ、施策の推進方策が取りまとめられています。

本町においても、施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国や県が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、現状の脆弱性評価を実施します。

具体的には、縦軸に事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を、横軸に施策分野を配置した表を作成し、現在各課で行われている強靱化に寄与する取り組み等を確認した上で、最悪の事態の回避に向け、今後どのような取り組み等を推進するのかを検討しながら、最悪の事態毎に脆弱性の評価を行います。

【脆弱性の評価の表作成イメージ】



4-2 評価結果

南海トラフ地震で多くの尊い命が奪われ、莫大な経済的・社会的損失を被り、生活を立ち上げられないという最悪の事態は絶対に回避しなければなりません。南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害が発生しても町民の命を守り、町土・経済社会の迅速な復旧復興を遂げるため、これまでの取り組みを着実に推進するとともに、その歩みの加速化・深化を図るためが必要です。

このため、「第5章 強靱化の推進方針」は、以下の評価結果を踏まえたものとします。

【脆弱性の評価結果1/2】

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価と施策分野 (8つの施策分野：①行政機能／②インフラ・住環境／③保健医療・福祉／④産業・エネルギー／⑤情報通信／⑥リスクコミュニケーション／⑦人材育成／⑧官民連携)
1-1	建物（住宅、公共施設）の耐震診断・耐震化：①② 室内の安全対策（家具等の固定）：② ブロック塀等の倒壊防止：② 道路閉塞（建物倒壊、落石）の防止対策：② 2次災害防止のための危険度判定の体制確立：⑦⑧
1-2	土砂災害防止のためのハード対策（砂防事業など）：② 避難行動や的確な初動対応の訓練・体制づくり：①⑧ 土砂災害リスクの周知・啓発（土砂災害警戒区域等の指定）：⑥
1-3	浸水被害防止のためのハード対策（河川改修・下水道事業など）：② 避難行動や的確な初動対応の訓練・体制づくり：①⑧ 浸水リスクの情報手段（多様化・多重化）の確立：⑤
2-1	水道施設の耐震化などハード対策：② 各役割（家庭、行政等）に基づいた水・食料・燃料等の備蓄：②⑧ 物資調達体制・システムの構築・訓練（防災拠点や緊急輸送道路）：②⑧ 早期復旧に向けたライフライン事業者との連携：②④⑧
2-2	孤立リスク低減に向けた道路・橋梁の耐震化等や体制等の整備：② 緊急用ヘリコプターの利用に向けた体制・施設整備：① 非常時連絡体制（衛星携帯電話）の確保：⑤
2-3	防災拠点となる行政施設の耐震化と資機材等の充実：①② 業務継続に向けた計画作成（応急時機能配置等）と訓練実施：① 災害時の受援体制の構築と訓練実施：① 消防団の組織や資機材の充実：①②⑦⑧ 情報収集手段の充実（飛行訓練やドローン操縦士の育成）：⑤⑦
2-4	医療救護体制・医薬品をはじめとした資機材等の充実：③ 災害時の受援体制の構築と訓練実施：③ 災害時要配慮者への支援ネットワークの構築：③⑧
2-5	下水道をはじめとする各種処理施設等の充実、体制整備：①② ごみ焼却場や火葬場の耐震化、非常用電源・燃料等の確保：①② 円滑な遺体対応の確立（検視や火葬）：①②
2-6	避難所等の施設の耐震診断・耐震化、設備等の整備、体制整備：①② 避難所運営に関わるマニュアルの策定、訓練実施：①⑦⑧ 応急仮設住宅や災害廃棄物仮置場の確保：①② 防災人材の育成（女性防災クラブ、リーダーの育成）：⑦ 自主防災組織などの活性化（学校・地域・家庭が一体となった防災対策）：⑥

【脆弱性の評価結果2/2】

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価と施策分野 (8つの施策分野：①行政機能／②インフラ・住環境／③保健医療・福祉／④産業・エネルギー／⑤情報通信／ ① リスクコミュニケーション／⑦人材育成／⑧官民連携)
3-1	公的備蓄物資・資機材の確保や体制整備（救護・救援）：①④⑧ 公的備蓄物資・資機材の確保や体制整備（応急復旧）：①④⑧ 職員の危機管理能力の向上に向けた研修・訓練：①⑦
4-1	一元管理など情報の集約化：①⑤ 情報伝達・収集手段の多様化：①⑤
4-2	迅速な避難情報の伝達（住民・従業者）：①⑤ 迅速な避難情報の伝達（観光客）：①⑤
5-1	施設や設備の耐震性能の維持充実：④⑧ 施設や設備の防火性能の維持充実：④⑧
5-2	緊急物資等の生産体制の強靱化：④⑧ 救援物資等の流通体制の強靱化：④⑧
6-1	事業者等との防災対策の連携強化：②④⑧ 応急復旧の対応拠点や燃料等の資源の確保：②④⑧ 速やかな道路啓開に向けた体制整備・訓練実施：①②④⑧
6-2	上水道施設の耐震化や老朽化対策：①②④ 応急給水・早期復旧に向けた体制等の整備：①②④ 速やかな道路啓開に向けた体制整備・訓練実施：①②④⑧
6-3	汚水処理施設の耐震化や老朽化対策：①② 早期復旧に向けた体制整備・訓練実施：①②
6-4	緊急輸送ための道路ネットワークを整備：①②③④ 道路の防災機能向上や土砂災害対策：①②③④ 沿道にある建築物等の耐震化：①②③④ 速やかな道路啓開に向けた体制整備：①②⑤
7-1	建築物等の防火性能の向上：①②③④ 道路や空地の確保など延焼防止機能の向上：①② 迅速な消火に向けた体制整備・訓練実施：①⑥⑧
7-2	ダムやため池等の防災点検：①④ ダムやため池等の耐震性等の機能強化：①④
7-3	森林の土砂流出防止機能の強化や水源涵養機能の拡充：①④ 治山施設及び林業用施設の調査・整備改善：①④ 農業・林業等の生産機能の強靱化：①④
8-1	迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた、関係団体との協力体制の構築：①②⑧ 災害廃棄物の処理（仮置場、運搬方法、処分等）体制の構築：①②⑧
8-2	復興における目標・方針の事前検討：①⑥⑦ 復興の手順や体制の整備、訓練実施：①⑥⑦
8-3	文化財保護に向けた施設・設備等の防火・耐震対策：⑥⑧ 文化財への防災意識の啓発（所有者・地域住民）：⑥⑦⑧
8-4	地籍調査の推進：①②⑥⑧ 応急仮設住宅の建設用地の確保や体制整備：②⑥⑧ 生活再建のための情報（り災証明）を迅速に提供する体制の整備：①②

第5章 強靱化の推進方針

5-1 強靱化の推進方針の考え方

「第4章 想定されるリスクに対する脆弱性の評価」を踏まえ、本町における強靱化に係る施策の取り組み方針として、強靱化の推進方針を設定します。また、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町の実現に向けた強靱化を推進するため、以下の事項に留意します。

「ソフト対策」「ハード対策」の組み合わせ

施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせることで効果的な施策推進を図ります。

「自助」「共助」「公助」の組み合わせ

強靱化の実現には、行政、自主防災組織や消防団、民間事業者、住民の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで、施策推進を図ります。

5-2 強靱化の推進方針

強靱化の推進方針は、「事前に備えるべき目標(8目標)」「起きてはならない最悪の事態(25事態)」毎に示します。

事前に備えるべき目標 1

直接死を最大限防ぐ

リスク 1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
------------	-------------------------------

○建物（住宅、公共施設）の耐震診断・耐震化

- 庁舎や学校施設、保育所・幼稚園、社会福祉施設等の公共施設、集会所などの避難施設、医療施設などの災害発生時に重要な役割を担う施設の機能喪失を防ぐため、これらの施設の耐震化や更新について市街地整備事業や住環境整備事業等を活用して着実に推進します。
- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図りつつ、住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進します。

○室内の安全対策（家具等の固定）

- 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具の固定等の安全対策の支援を推進します。

○ブロック塀等の倒壊防止

- 地震発生時における死傷者数の軽減のため、ブロック塀の改修といった揺れ対策について住環境整備事業等を活用して着実に推進します。

○道路閉塞（建物倒壊、落石）の防止対策

- 建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、緊急輸送道路の沿道にある建築物の耐震性を向上する啓発を行う等、建築物の揺れ対策に向けた取り組みを推進します。
- 災害を未然に防止するため、落石等通行危険箇所の調査・点検を行い、解消に向けた取り組みを推進します。

○2次災害防止のための危険度判定の体制確立

- 地震発生後の二次災害を防止するため、建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進します。

リスク 1-2	大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態
------------	---------------------------

○土砂災害防止のためのハード対策（砂防事業など）

- 山地災害や地すべりから人命や財産を守るため、また、農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む森林整備事業等による防災・減災対策を国や県と協業して早期対策に取り組みます。
- 土砂災害による人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転や外壁の補強などについて住環境整備事業等を活用して推進します。
- 土砂災害から人命や財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業やがけ崩れ住家防災対策事業等の事業が実施されるよう、国、県に要望します。

○避難行動や的確な初動対応の訓練・体制づくり

- 国・県と連携し、土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などの訓練による地域の避難体制づくりを推進します。

○土砂災害リスクの周知・啓発（土砂災害警戒区域等の指定）

- 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報の伝達等に関

する事項を定めます。

- 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域について、その区域内の住民や土地所有者への説明会を行い、土砂災害の危険度や規制行為等の情報を周知し、早期の避難行動や的確な初動対応などの訓練による地域の避難体制づくりを推進し、また、警戒体制の充実・強化を推進します。

リスク 1-3	暴風雨等に伴う多数の死傷者が発生する事態
------------	----------------------

○浸水被害防止のためのハード対策（河川改修・下水道事業など）

- 宇治川流域の内水対策として、町が事業主体となる宇治川支川の河川改修や公共下水道事業等の推進を行い、浸水被害の軽減・解消を目指します。
- 宇治川流域だけでなく、他の地域の浸水被害の軽減・解消についても、河川改修等を国・県に要望し、推進していきます。

○仁淀川水系における流域治水の推進

- 仁淀川水系における推進方針でもある「氾濫を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方策を関係機関と連携して推進します。
- 想定最大規模の降雨による仁淀川氾濫等に対し、安全に避難が可能な高台や公共施設等の避難場所の整備に取り組みます。

○避難行動や的確な初動対応の訓練・体制づくり

- 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。
- 洪水による人的被害を軽減するため、自主防災組織や要配慮者利用施設等で仁淀川及び宇治川のハザードマップを活用した学習会や避難訓練を行い、円滑かつ迅速な避難確保を図り、住民の防災力向上に向けた取り組みを推進します。

○浸水リスクの情報手段（多様化・多重化）の確立

- 防災行政無線の戸別受信機の導入、防災アプリや町HPとの連携、SNS など ICT を活用した情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進します。

○立地適正化計画に基づく居住誘導区域の推進

- 浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に基づいた居住誘導区域を推進します。
また、避難所整備等により準居住誘導区域から居住誘導区域へ変更を目指します。

事前に備えるべき目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスク
2-1

食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

○水道施設の耐震化などハード対策

- 水道施設の耐震化、老朽化対策、管路の多重化等によるバックアップ体制の構築を着実に推進します。応急給水・応急復旧等の応急対策活動を速やかに実施できるように、計画・マニュアルを策定するとともに水供給体制の早期復旧のための水道ビジョンに基づく強靱化を推進します。

○各役割（家庭、行政等）に基づいた水・食料・燃料等の備蓄

- 家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、県との役割に基づいた公的備蓄を着実に推進します。また、車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を、官民協働による（県民町民）運動として推進します。

○物資調達の体制・システムの構築・訓練（防災拠点や緊急輸送道路）

- 県外から避難所までの迅速かつ円滑な物資供給を実現するために、物資配送計画の策定・見直しを行うとともに、物資調達・輸送調整等支援システムの運用を習熟するための訓練を実施します。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等について住環境整備事業等を活用して着実に推進します。
- 防災拠点へ至るルートの開通を早期に完了することができるよう、道路開通計画の適宜見直しを行うとともに、訓練を積み重ね実効性を高めていきます。また、関係機関との道路開通情報の共有方法について、検討を進めます。

○早期復旧に向けたライフライン事業者との連携

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点や燃料等の資源の確保が課題となっており、これらの対応策についてライフライン事業者と連携し、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備や施設、設備等の管理図書の分散、保管などの取り組みを進めます。

リスク 2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態
------------	--------------------------

○孤立リスク低減に向けた道路・橋梁の耐震化等や体制等の整備

- 集落が孤立するリスクを軽減するため、橋梁の耐震化や道路法面の防災対策、道路施設の機能を将来にわたって効率的に維持する老朽化対策を計画的に推進します。
- 被災後の円滑な交通ネットワークの復旧を図るため、関係機関が連携した体制の構築や資機材、燃料の確保を進めます。

○緊急用ヘリコプターの利用に向けた体制・施設整備

- 集落が孤立した場合に要救助者の救出、支援物資の搬入を行うため、緊急用ヘリコプター離着陸場の確保を進めます。また、発災後は、速やかに県消防ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターなどの出動を要請し、輸送確保を行います。

○非常時連絡体制（衛星携帯電話）の確保

- 連絡通信手段を確保するため、通信連絡体制の整備を推進します。

リスク 2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態
------------	------------------------------------

○防災拠点となる行政施設の耐震化と資機材等の充実

- 行政機能が喪失するリスクを軽減するため、非常用電源の高層階設置などの対策を社会資本整備総合交付金事業や住環境整備事業等を活用して推進します。また、資機材の整備や食料等の確保も着実に推進します。
- 大規模災害発生時に消火、救助、救急活動等を円滑に行うため、車両や資機材、施設等の整備を推進します。
- 総合防災拠点の耐震化や設備等を含めた老朽化対策を実施し、SCU（広域医療搬送拠点「高知大学医学部グラウンド」）も含めた施設に必要な資機材整備を推進し、被災地支援を速やかに行うため、県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れる体制を構築します。
- 救急車両の充実を図るとともに、医療関係機関・団体との連携を強化する中で救急医療体制の整備充実を図っていきます。また、救急患者の搬送や災害時に物資輸送を行うためヘリコプターの発着地となるヘリポートの整備を図ります。

○業務継続に向けた計画作成（応急時機能配置等）と訓練実施

- 大規模災害発生時における他県や他市町村からの応援部隊の進出拠点を確保するた

め、応急期の機能配置計画の見直しを実施します。また、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援態勢の構築と実効性の向上を推進します。

- 応急活動時における燃料を確保するため、災害対応型 SS（災害対応型給油所）の整備や、警察施設敷地内及び消防機関への給油施設の整備を推進します。

○災害時の受援体制の構築と訓練実施

- 業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施により計画の内容を見直し、実効性を高めていきます。また、計画の策定や訓練において明らかとなった課題解決に向けた対策を進めます。

○消防団の組織や資機材の充実

- 消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するため、消防団設備整備費補助金等を活用し、消防団の資機材整備を推進します。
- 消防団員を地域防災力の要とし、定数確保に努め、組織体制の確立、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

○情報収集手段の充実（飛行訓練やドローン操縦士の育成）

- 山間部や水難救助における搜索や災害時の広域的被害状況の把握等災害現場での情報収集手段としてドローンの活用を図るとともに、災害時を想定した飛行訓練やドローン操縦士の育成を推進します。

リスク 2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態
------------	--

○医療救護体制・医薬品をはじめとした資機材等の充実

- 災害時に備え、関係機関との連携を図り訓練を実施する等医療救護体制を構築し、あわせて医薬品等医療資機材の早期整備に向けた取り組みを推進します。
- 医療・社会福祉施設が機能を喪失することを防ぐため、事業継続計画（BCP）策定や通信手段の確保、必要な資機材の整備を推進します。また、建築物の耐震化についても住環境整備事業等を活用して対策を推進します。

○災害時の受援体制の構築と訓練実施

- 県外からの応急救助機関、医療救護チームや支援物資等を円滑に受け入れ、被災地支援を速やかに行うため、総合防災拠点や SCU に必要な資機材整備を推進します。

○災害時要配慮者への支援ネットワークの構築

- 緊急時や災害時等に障害児・者の安全が確保されるよう支援体制づくりを進めていきます。
- 町内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等と情報を共有し、地域住民の協力のもと災害時要配慮者支援計画の個別計画作成を通して地域コミュニケーションづくりを進め、災害時要配慮者を支援するネットワークの構築を図ります。

リスク 2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態
------------	--------------------------

○下水道をはじめとする各種処理施設等の充実、体制整備

- 污水处理機能が停止するリスクの軽減と、污水处理機能を将来にわたって効率的に維持するため、污水处理施設の耐震化や老朽化対策等を推進します。
- 事業継続計画（BCP）に基づく污水处理施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進します。また、災害により排出された、廃棄物などのごみを円滑かつ迅速に収集・処理するための体制を整備します。
- 防災関係団体協力のもと、被災後の衛生状態悪化による感染症等疾病発などを防止するため、防疫体制を整備し保健衛生の確保を図ります。
- 災害時のトイレ不足に対応するため、仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備を推進します。

○ごみ焼却場や火葬場等の耐震化、非常用電源・燃料等の確保

- 高知中央西部焼却処理事務組合での焼却施設や仁淀川下流衛生事務組合でのし尿処理施設などの衛生環境の保全のために必要な施設については、基幹施設の老朽化対策、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進します。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進します。

○円滑な遺体対応の確立（検視や火葬）

- 円滑な遺体対応のための検視や広域での火葬の体制の整備を進めます。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定めます。

リスク 2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
------------	---

○避難所等の施設の耐震化、設備等の整備、体制整備

- コミュニティづくりの住民交流の場や、まちづくりや自主防災活動等の地域活動の

拠点としてのコミュニティセンターや、集会所等の計画的な整備や施設の耐震化に努めるとともに、各地域の既存施設の積極的な活用を促進します。

- 避難所や避難場所の不足の解消に向けて、学校の教室利用や民間施設等の利用を推進します。また、避難施設となる集会所について市街地整備事業や住環境整備事業等を活用して耐震化するなど、避難所や避難場所の確保を推進します。
- 福祉避難所不足の解消に向けて、福祉避難所の確保を進めつつ、一般の避難所における要配慮者対応体制の整備を進めます。また、避難生活や治療の継続を支援するための仕組みづくりを推進します。

○避難所運営に関わるマニュアルの策定、訓練実施

- 「地域防災計画」に基づき、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所や避難所の点検・整備を図るとともに、災害発生時に避難所運営を円滑に行うため、避難者が自主運営できるルール作りとして、自主防災組織を中心とした避難所運営マニュアル作成の取り組みを推進します。
- 避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、避難所運営マニュアルの作成や訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進します。
- 避難所における感染症の集団発生を防止するため、各施設で感染症予防対策を盛り込んだ避難所運営マニュアルに基づく、避難所運営ゲーム（HUG）訓練等で実効性を高めます。

○応急仮設住宅や災害廃棄物仮置場の確保

- 避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の速やかな供給が図れるように、建築資材・作業員確保のため、他県等と連携した体制が構築します。また、速やかな被災者支援や災害廃棄物仮置場の確保を図っていきます。

○防災人材の育成（女性防災クラブ、リーダーの育成）

- 共助の取組の活性化を図るため、女性防火クラブの育成強化に努めるなど自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成を推進します。

○自主防災組織などの活性化（学校・地域・家庭が一体となった防災対策）

- 学校や地域の実情等に応じた学校の危機管理体制や施設設備等の整備に取り組むとともに、実際に機能できるよう学校・地域・家庭が一体となった防災・防犯教育を充実させ、安全から安心へのまちづくりを推進します。

事前に備えるべき目標 3

必要不可欠な行政機能は確保する

リスク
3-1

行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

○公的備蓄物資・資機材の確保や体制整備（救護・救援）

- 災害発生時に直ちに救護活動が行えるよう救護体制の整備と救護用資機材や救援物資の整備・充実、応急活動時における車両や発電機の燃料を確保するため、燃料の備蓄を図っていきます。

○公的備蓄物資・資機材の確保や体制整備（応急復旧）

- 防災備蓄倉庫を活用した公的備蓄物資・資機材の確保、物資搬送体制の確立や訓練を行うとともに、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援等、民間事業者等と災害時応援協定への締結に向けた取り組みを推進します。

○職員の危機管理能力の向上に向けた研修・訓練

- 大規模災害時の即応体制の確保のために、有事に際し短時間に参集し、対応できる体制を整える職員の動員体制の整備し、訓練を実施します。
- 危機管理対応に従事する職員の人材育成や危機管理能力の向上を図るため、また、防災関係機関と連携して行うため、職員研修や災害対策本部訓練内容の充実を図り、一層の危機管理能力の向上を推進します。
- 応急活動の実効性を高めるため、外部からの応援職員の受入体制の整備が必要であることから、訓練等による検証と見直しをおこない受援態勢の強化も推進します。
- 住民の安否や要救助者の情報を速やかに把握し、関係機関が共有できる体制の構築を推進します。

事前に備えるべき目標 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスク
4-1

防災関係機関が情報通信の長期停止により災害情報が伝達できない事態

○一元管理など情報の集約化

- 各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要があることから、これらの情報を一元管理できる仕組みを検討していきます。

○情報伝達・収集手段の多様化

- 震災時において、住民、防災関係機関に情報を伝達するための施設の整備及び情報伝達手段の多様化を図ります。

リスク
4-2

災害時に活用する情報サービスの機能停止による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

○迅速な避難情報の伝達（住民・従業者）

- ホームページやSNSの活用、放送事業者による被災者等への情報伝達など多様な広報手段の整備を図ります。
- 住民からの問い合わせ等に対する広報体制を整備します。

○迅速な避難情報の伝達（観光客）

- 観光客や通行者などの地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、それに基づく対策を推進します。

事前に備えるべき目標 5

経済活動を機能不全に陥らせない

リスク 5-1	紙・パルプ製品工場の工場火災が発生する事態
------------	-----------------------

○施設や設備の耐震性能の維持充実

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に進めます。また、建築物の安全性を確保するため、「建築基準法」、「消防法」など各種法令の遵守指導に努めます。

○施設や設備の防火性能の維持充実

- 「建築基準法」、「消防法」など各種法令に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理においても災害予防の徹底を図ります。

リスク 5-2	食料等の安定供給が停滞する事態
------------	-----------------

○緊急物資等の生産体制の強靱化

- 早期に生産活動を再開するため、農業・林業・水産業の業界団体による事業継続体制の整備を推進します。

○救援物資等の流通体制の強靱化

- 町及び各機関は、それぞれが定める計画に基づき、災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。

事前に備えるべき目標 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスク
6-1

電気、石油、ガスの供給機能が停止する事態

○事業者等との防災対策の連携強化

- 電力施設、ガス施設、通信施設等の各施設管理者と連携して、風水害、土砂災害、地震に対する各施設の維持管理及び予防対策の推進に努め、さらに応急復旧体制の整備を図ります。
- 車両への燃料備蓄として、燃料残量が半分になる前のこまめな満タン給油を、官民協働による町民運動として推進します。

○応急復旧の対応拠点や燃料等の資源の確保

- 電気、ガス、通信等を早期に復旧するためには、事業者の対応拠点（復旧に必要な車両の駐車場や資機材の仮置き場）や燃料等の資源の確保が課題となっていることから、これらの対応策について検討を進めます。

○速やかな道路啓開に向けた体制整備・訓練実施

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、ライフライン協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や重要施設（病院や災害対策本部を設置する施設など）の復旧情報の可視化、事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進します。ルートの啓開を早期に完了できるように、訓練を積み重ね実効性を高めていきます。

リスク
6-2

上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

○上水道施設の耐震化や老朽化対策

- 老朽化した配水池や管理棟等の施設の更新や補強を進めるとともに、耐震性能に問題のある管路は優先的に布設替えを実施します。
- 南海トラフ地震に備えて、水源地や配水池等の構造物、基幹管路や給水拠点への管路等の耐震対策の実施等に取り組みます。

○応急給水・早期復旧に向けた体制等の整備

- 飲料水や生活水の確保のために、応急給水・応急復旧等の応急対策活動を速やかに

実施できる体制や水供給の早期復旧体制の整備を推進します。

- 孤立状態が長期に及ぶ場合に、命をつなぐことができるように飲料水の確保のため浄水装置の整備等や食料の備蓄、燃料の確保対策を推進します。

○速やかな道路啓開に向けた体制整備・訓練実施

- ライフライン（水道、電気、ガス、通信）を早期に復旧するためには、ライフライン協議会で確認された内容の各事業者の復旧計画への反映や、道路啓開や重要施設（病院や災害対策本部を設置する施設など）の復旧情報の可視化、事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保を推進します。ルートの啓開を早期に完了できるよう、訓練を積み重ね実効性を高めていきます。【再掲】

リスク 6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
------------	-------------------------

○汚水処理施設の耐震化や老朽化対策

- 汚水処理機能が停止するリスクの軽減と、汚水処理機能を将来にわたって効率的に維持するため、汚水処理施設の耐震化や老朽化対策等を推進します。【再掲】

○早期復旧に向けた体制整備・訓練実施

- 事業継続計画（BCP）に基づく汚水処理施設の応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進します。また、災害により排出された、廃棄物などのごみを円滑かつ迅速に収集・処理するための体制を整備します。【再掲】

リスク 6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
------------	-------------------

○緊急輸送ための道路ネットワークを整備

- 伊野インター付近の八代区間については、早期に4車線化となるよう国へ要望します。
- 高知西バイパスのアクセス道路となる県道高知南環状線、県道土佐伊野線について一体的な改良が図られるよう県に要望していくとともに、県道石鎚公園線等、他の県道の整備促進についても併せて県に要望します。
- 災害発生時に、道路ネットワークを確保するために、道路構造物の近接目視による定期点検を実施することにより適切な維持管理に努め、また、トンネル・橋梁等の重要構造物の長寿命化や道路法面の防災対策を、個別施設計画に基づいて点検や補修工事を計画的に行います。

○道路の防災機能向上や土砂災害対策

- 国道 33 号及び国道 194 号については、危険箇所の早期着手を国及び県に強く要望します。
- 既存集落内の道路整備を促進するとともに、住民の生活における利便性、安全性等の向上を図るため、生活道路・通学路・橋梁等の新設・改良、安全施設の整備等を計画的に進め、各公共施設等へのアクセス向上を図り、安全で快適な人に優しい道路空間の整備を推進していきます。
- トンネル・橋梁等の重要構造物の長寿命化を図るため、道路メンテナンス事業を活用し個別施設計画に基づいて、点検や補修工事を計画的に行います。
- 林内路網を構成している林道、林業専用道及び森林作業道について、作業現場へのアクセス改善、高性能林業機械の導入による安全性の向上、災害時の搬送時間の短縮、林業の労働条件の改善のために、地方創生道整備推進交付金および森林環境保全整備事業等を活用しつつ計画的に推進します。

○沿道にある建築物等の耐震化

- 緊急輸送道路の通行や交通ネットワークの安全性を確保するため、沿道にある建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却等について住環境整備事業等を活用して着実に推進します。

○速やかな道路啓開に向けた体制整備

- 防災拠点へ至るルート of 啓開を早期完了することができるよう、道路啓開計画の適宜見直しや、啓開情報を速やかに関係機関と共有するためのシステムの構築を推進します。

事前に備えるべき目標 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスク
7-1

地震火災による市街地の延焼が拡大する事態

○建築物等の防火性能の向上

- 住環境整備事業等を活用して、住宅・建築物の防火性能等の安全確保を推進します。
- 出火を防止するため、感震ブレーカーの普及や感震ブレーカーが設置できない場合には避難するときにブレーカーを落とす啓発を推進します。

○道路や空地の確保など延焼防止機能の向上

- 密集市街地において、土地区画整理事業を推進することで、地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路の整備を推進します。

○迅速な消火に向けた体制整備・訓練実施

- 消防団員を地域防災力の要とし、定数確保に努め、組織体制の確立、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚に向けた取り組みを推進します。【再掲】
- 地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。さらに、地震発生時の同時多発的な火災発生に対応できるように、現有消防力を最大限に活用できる消防力の強化を図ります。

リスク
7-2

ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

○ダムやため池等の防災点検

- 災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、定期的に既存施設の防災点検を実施し、危険箇所の早期発見に努め、災害の発生を未然に防ぐ活動体制の整備を図ります。

○ダムやため池等の耐震性等の機能強化

- 災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、既存施設の防災点検の結果等を踏まえ、必要に応じて国・県と協議し、必要な施設整備に努めます。

○森林の土砂流出防止機能の強化や水源涵養機能の拡充

- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進します。CLT 等の開発・普及など、地域材を活用した新たな木材需要創出等に努めます。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を県の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進します。

○治山施設及び林業用施設の調査・整備改善

- 山地災害が発生する危険性の高い箇所的確な把握、保安林の適正な配備、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図ります。また、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進します。

○農業・林業等の生産機能の強靱化

- 農作物の防災基盤を確立するため、水害、干害、地すべり、ため池及び用排水路等の災害に対する防災指導を行います。
- 農地耕作条件改善事業の活用を通じて、農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させます。
- 農地等被災による経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた土地利用を推進するなど、公共の役割を果たす防災対策のまちづくりを推進します。
- 地域の強靱化を進めるため、林道整備における地方創生道整備推進交付金等の活用により、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取り組みなど、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組みを進めます。

事前に備えるべき目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスク
8-1

災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた、関係団体との協力体制の構築

- 迅速な損壊家屋等の解体撤去のために、関係団体との協力協定の締結と実効性の向上を推進します。

○災害廃棄物の処理（仮置場、運搬方法、処分等）体制の構築

- 災害廃棄物の処理について、仮置場、運搬方法、処分等の体制の構築など、迅速で確実な処理するための適正な取り組みを検討します。
- 高知中央西部焼却処理事務組合での焼却施設や仁淀川下流衛生事務組合でのし尿処理施設などの衛生環境の保全のために必要な施設については、基幹施設の老朽化対策、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進します。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進します。【再掲】

リスク
8-2

復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

○復興における目標・方針の事前検討

- 将来の被災後の速やかな復興に向けて、復興グランドデザインの検討や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進します。

○復興の手順や体制の整備、訓練実施

- 被災した場合は、復興グランドデザインや復興方針に基づき、災害の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向などを考慮し、迅速な現状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかなど、復興手順の理解とともに、訓練を通じて実効性を高める取り組みを進めます。
- 復興計画策定の基本方針にあっては、可能な限り住民の参加を求めることとし、要配慮者の視点からバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮するなど、新たなまちづくりの展望を検討・調整といった計画決定までの手続きやスケジュールを住民に情報提供できる体制の整備を進めます。

リスク 8-3	文化財等が損失する事態
------------	-------------

○文化財保護に向けた施設・設備等の防火・耐震対策

- かけがえのない文化財や文化財建造物を災害から守り、次の時代に受け継いでいくため、施設や設備の整備等の防火・耐震対策に努めます。

○文化財への防災意識の啓発（所有者・地域住民）

- 文化財所有者や地域住民に対して、文化財や文化財建造物を災害から守る必要性や重要性などの防災意識の啓発、浸水区域にある文化財所有者への寄託要請等を推進します。

リスク 8-4	生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態
------------	--------------------------------

○地籍調査の推進

- 地震、内水害、外水害など各種災害で土地の境界が不明確になることを防ぎ、災害発生時の境界復元を円滑にするため、地籍調査を推進します。

○応急仮設住宅の建設用地の確保や体制整備

- 災害発生後大量に発生する事が予測されるがれきなどの災害廃棄物の処理について、あらかじめ仮置場、運搬方法、処分等について検討し、計画書若しくはマニュアルを作成します。仮置場の選定に当たっては、周辺住宅地への環境を充分考慮します。がれきの処理について、関係機関と連携し、仮置場、最終処分地を確保した上で実施します。処理不能の場合は、仮置場に集積し、県に応援を要請します。
- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅や災害公営住宅等を供給できるように、それらの建設用地の確保を推進します。また、住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携し、応急仮設住宅、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備します。

○生活再建のための情報（り災証明）を迅速に提供する体制の整備

- 被災者の自立に対する援助・助成措置を講ずるため、生活・雇用・金融・住宅等生活再建に関係する総合的な相談窓口を速やかに設置するために必要な取り組みを検討します。
- 各種の支援措置を早期に実施するため、「いの町罹災証明書及び罹災届出証明書交付要綱」により、速やかにり災証明を交付できる体制整備を図ります。また、地震、内水害、外水害など各種災害に応じたマニュアル整備に努めることとします。

第6章 重点化すべきプログラム

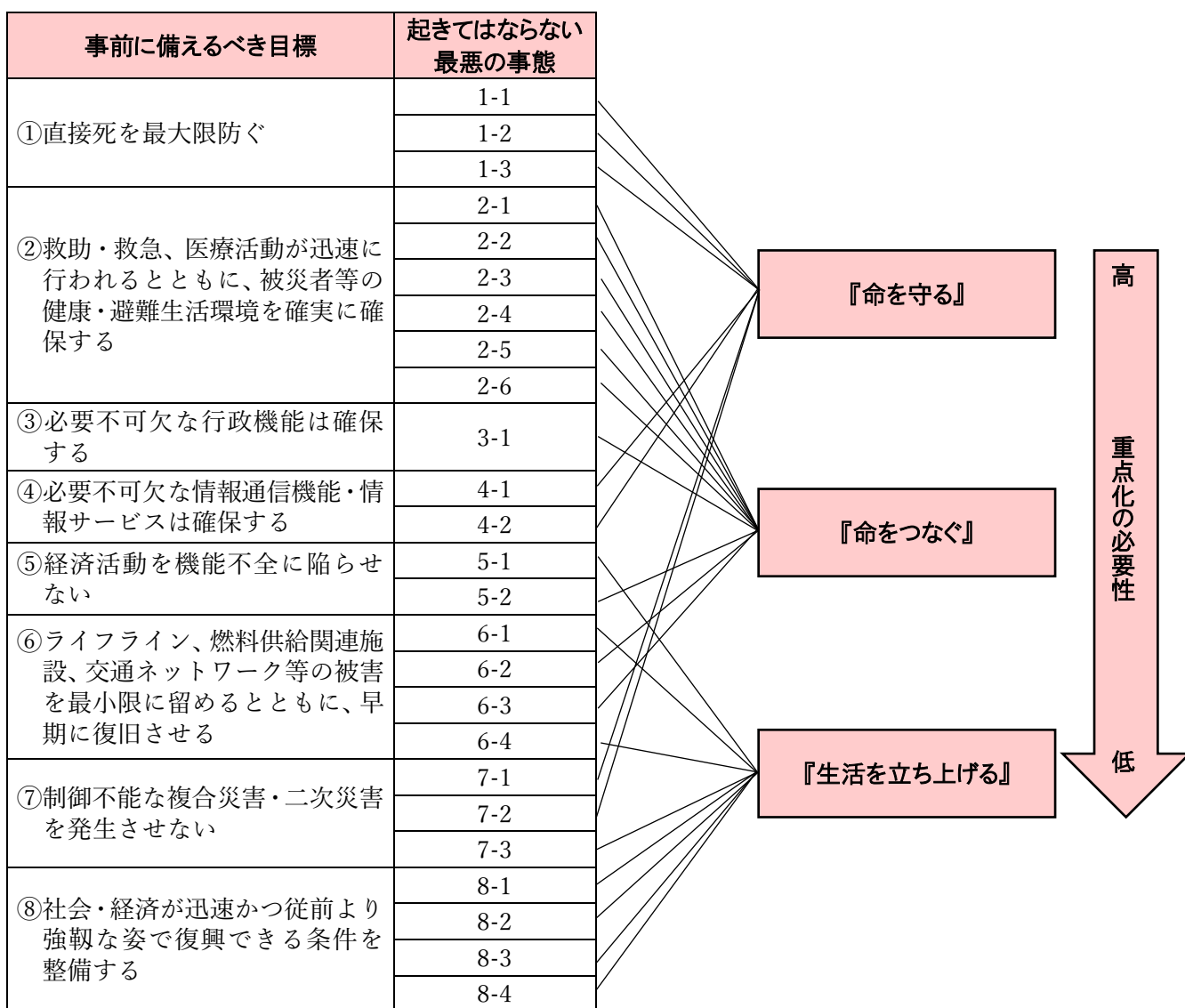
6-1 重点化すべきプログラムの考え方

「第4章 想定されるリスクに対する脆弱性の評価」を踏まえた「第5章 強靱化の推進方針」を設定します。

重点化すべきプログラムは、本町が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急性等を考慮して、施策の優先順位の観点から定めます。

具体的には、発災前から発災時の『命を守る』対策、助かった『命をつなぐ』ための応急期の対策、速やかな復旧・復興に向けた『生活を立ち上げる』対策の3つの視点を持って16の課題について重点化して取り組みます。また、これら重点プログラムは相互に影響をおよぼし合い、補完し合う関係にあることを意識して取り組みます。

【重点化すべきプログラムのイメージ】



6-2 重点化すべきプログラム

■『命を守る』対策

1-1. 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

- 住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進します。

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

（市街地整備事業）

都市防災総合推進事業等

- 地震発生後の二次災害を防止するため、震前実施計画書を令和5年度までに策定するなど建築物や宅地等が余震に対して安全であるのかを確認する危険度判定の体制づくりを推進します。

1-2. 大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態

- 国・県と連携し、土砂災害時の早期の避難行動や的確な初動対応などの訓練による地域の避難体制づくりを推進します。
- 山地災害や地すべりから人命や財産を守るため、また、農地の保全及び農村地域の住民の暮らしの安全を確保するため、地方創生道整備推進交付金および森林環境保全整備事業等の活用を検討するとともに、治山事業や国土保全機能などの森林が有する多面的機能を高めるための林道を含む森林整備事業等による防災・減災対策を国や県と協業して早期対策に取り組みます。

1-3. 暴風雨等に伴う多数の死傷者が発生する事態

- 防災行政無線の戸別受信機の導入、防災アプリや町HPとの連携、SNS など ICT を活用した情報共有、情報提供手段の多重化・多様化を推進します。
- 宇治川流域の内水対策として、町が事業主体となる宇治川支川の河川改修や公共下水道事業等の推進を行い、浸水被害の軽減・解消を目指します。また、他の地域の浸水被害の軽減・解消についても、河川改修等を国・県に要望し、推進していきます

7-1. 地震火災による市街地の延焼が拡大する事態

- 消防団員を地域防災力の要とし、定数確保に努め、組織体制の確立、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚に向けた取り組みを推進します。

7-2. ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態

- 災害を防止し、又は災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐため、定期的に既存施設の防災点検を実施し、危険箇所の早期発見に努め、災害の発生を未然に防ぐ活動体制の整備を図ります。

【今後、適用検討を進める主要な事業など】

- ・地域住宅計画に基づく事業
公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等
- ・住環境整備事業
市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等
- ・市街地整備事業
都市防災総合推進事業等
- ・学校施設環境改善交付金事業
- ・住宅市街地総合整備促進事業費補助（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業）
- ・農村地域防災減災事業費補助
- ・農山漁村地域整備交付金
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- ・防災・安全交付金

■「命をつなぐ」対策

2-1. 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止する事態

- 家庭や事業所での備蓄を推進するため、啓発を強化するとともに、県との役割に基づいた公的備蓄を着実に推進します。
- 緊急輸送道路の通行を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却、沿道建築物の耐震化等について住環境整備事業等を活用して着実に推進します。
- 水道施設の耐震化、老朽化対策、管路の多重化等によるバックアップ体制の構築を着実に推進します。応急給水・応急復旧等の応急対策活動を速やかに実施できるように、計画・マニュアルを策定するとともに水供給体制の早期復旧のための水道ビジョンに基づく強靱化を推進します。

2-2. 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

- 連絡通信手段を確保するため、無線システム普及支援事業費等補助金を活用した適用について検討するなど、通信連絡体制の整備を推進します。

2-3. 警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

- 大規模災害発生時における他県や他市町村からの応援部隊の進出拠点を確保するため、応急期の機能配置計画の見直しを実施します。また、総合防災拠点における関係機関と連携した訓練を実施し、受援態勢の構築と実効性の向上を推進します。
- 消防団員が避難行動の支援や救助活動を行う際の安全を確保するため、消防団設備整備費補助金等を活用し、消防団の資機材整備を推進します。
- 消防団員を地域防災力の要とし、定数確保に努め、組織体制の確立、消防資機材の充実、常備消防と非常備消防の連携強化、広域消防体制の確立と機能の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚に向けた取り組みを推進します。【再掲】

2-5. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

- 高知中央西部焼却処理事務組合での焼却施設や仁淀川下流衛生事務組合でのし尿処理施設などの衛生環境の保全のために必要な施設については、基幹施設の老朽化対策、非常用電源、燃料などの資機材の確保を推進します。また、住環境整備事業等を活用して、施設の耐震化も推進します。
- 円滑な遺体対応のための検視や広域での火葬の体制の整備を進めます。また、死者、行方不明者の公表基準や手順を定めます。
- 災害時のトイレ不足に対応するため、仮設トイレの確保及び収集・処理体制の整備を推進します。

2-6. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

- 避難所の速やかな開設や円滑な運営を行うため、避難所運営マニュアルの作成や訓練を通じたマニュアルのバージョンアップ、資機材整備（簡易トイレ、パーテーション、ガスコンロ等）により地域が主体となって避難所を運営する体制の整備を推進します。
- 被災した要配慮者の一般の避難所における対応体制の整備や、その後の避難生活や治療の継続を

支援するための仕組みづくりを推進します。

- 共助の取組の活性化を図るため、女性防火クラブの育成強化に努めるなど自主防災組織の活動内容の充実や新たなリーダーの育成を推進します。
- 避難所生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の速やかな供給が図れるように、建築資材・作業員確保のため、他県等と連携した体制が構築します。また、速やかな被災者支援や災害廃棄物仮置場の確保を図っていきます。

3-1. 行政機関の職員・施設等の被災による機能が大幅に低下する事態

- 大規模災害時の即応体制の確保のために、有事に際し短時間に参集し、対処できる体制を整える職員の動員体制の整備し、訓練を実施します。
- 危機管理対応の従事する職員の人材育成や危機管理能力の向上を図るため、また、防災関係機関と連携して行うため、職員研修や災害対策本部訓練内容の充実を図り、一層の危機管理能力の向上を推進します。

6-2. 上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

- 老朽化した配水池や管理棟等の施設の更新や補強を進めるとともに、耐震性能に問題のある管路は優先的に布設替えを実施します。
- 南海トラフ地震に備えて、水源地や配水池等の構造物、基幹管路や給水拠点への管路等の耐震対策の実施等に取り組みます。
- 飲料水や生活用水の確保のために、水道施設等や管路の耐震化、老朽化対策を着実に推進するとともに、応急給水・応急復旧等の応急対策活動を速やかに実施できる体制や水供給の早期復旧体制の整備を推進します。

【今後、適用検討を進める主要な事業など】

- ・無線システム普及支援事業費等補助金
- ・石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金
- ・消防団設備整備費補助金
- ・地方創生整備推進交付金

■「生活を立ち上げる」対策

6-4. 地域交通ネットワークが分断する事態

- 緊急輸送道路の通行や交通ネットワークの安全性を確保するため、沿道にある建築物の耐震化やブロック塀等の安全対策、老朽住宅の除却等について住環境整備事業等を活用して着実に推進します。
- 既存集落内の道路整備を促進するとともに、住民の生活における利便性、安全性等の向上を図るため、生活道路・通学路・橋梁等の新設・改良、安全施設の整備等を計画的に進め、各公共施設等へのアクセス向上を図り、安全で快適な人に優しい道路空間の整備を推進していきます。
- 災害発生時に、道路ネットワークを確保するために、道路構造物の近接目視による定期点検を実施することにより適切な維持管理に努め、また、トンネル・橋梁等の重要構造物の長寿命化や道路路面の防災対策を、個別施設計画に基づいて点検や補修工事を計画的に行います。
- トンネル・橋梁等の重要構造物の長寿命化を図るため、道路メンテナンス事業等を活用し個別施設計画に基づいて、点検や補修工事を計画的に行います。

7-3. 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 農地耕作条件改善事業の活用を通じて、農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させます。
- 地域の強靱化を進めるため、林道整備における地方創生道整備推進交付金等の活用により、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取り組みなど、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組みを進めます。
- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進します。CLT等の開発・普及など、地域材を活用した新たな木材需要創出等に努めます。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を県の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進します。
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図ります。また、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進します。

8-2. 復興指針や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

- 将来の被災後の速やかな復興に向けて、復興ランドデザインの検討や都市復興のための事前準備、復興組織体制、復興方針の事前検討を推進します。

8-4. 生活環境が整わないことにより生活を再建することができない事態

- 被災者に対して速やかに応急仮設住宅や災害公営住宅等を供給できるように、それらの建設用地

の確保を推進します。また、住環境整備事業等を活用し、関係団体と連携し、応急仮設住宅、被災者の住まいを速やかに確保する体制を整備します。

- 地震、内水害、外水害など各種災害で土地の境界が不明確になることを防ぎ、災害発生時の境界復元を円滑にするため、地籍調査を推進します。

【今後、適用検討を進める主要な事業など】

- ・地籍調査費負担金事業
- ・地籍整備推進調査費補助金事業
- ・地域連携道路事業費補助
- ・道路更新防災等対策事業費補助
- ・道路交通円滑化事業費補助
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・森林整備事業
- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金

第7章 計画の着実な推進に向けて

7-1 計画の推進について

強靱化の実現には、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、そのためには施策の進捗状況等を把握したうえで、効果的な施策展開が重要です。

このため、計画の推進にあたっては、庁内の危機管理に関する担当課を中心として関係各課の全横断的な体制のもと、国・県の関係組織や関係団体等と連携・協力を図っていきます。また、国・県の強靱化に関わる取り組みや予算を踏まえ、新たな施策展開についても検討していきます。

7-2 町の他計画等の整合

本計画は、本町の他分野別計画の国土強靱化に係る指針となるものです。

このため、いの町第2次振興計画やいの町地域防災計画等の上位・関連計画の見直し時期や次期計画の策定に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図りながら進捗管理を行うこととします。

7-3 重要業績指標（KPI）

重要業績指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
住宅の耐震化	46 棟（R5 推計）	年間 50 棟	総務課
ブロック塀等の安全対策	15 件（R5 推計）	年間 20 件	総務課
老朽住宅の除却	10 棟（R5 推計）	年間 12 棟	総務課
室内の安全対策（家具等の固定）	20 件（R5 推計）	年間 20 件	総務課